

**産業統計部会の審議状況について**  
(経済産業省生産動態統計調査)(報告)

| 項目                             | 変更内容等   | 部会審議 |     | 審議の状況  |
|--------------------------------|---|------|-----|--|
|                                |   | 第1回  | 第2回 |  |
| 1 計画の変更<br>(1) 調査方法の変更         | ○ 経済産業省本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部(46月報)に係る業務(送付・回収・督促、審査・照会、集計等)について、平成29年9月分調査から民間事業者を活用する。                     | ●    | ●   | <p>・引き続き第2回部会で審議</p> <p>(変更の方向性に大きな異論は示されなかったが、①民間委託後の精度の確保、②民間委託による職員のリソースの活用、③民間事業者のセキュリティの確保等について、更に確認が必要との指摘があり、次回部会で引き続き審議。)</p> <p>・また、次回部会では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に係る改正の見通しも含め、府省横断的な取組状況についても確認の予定。</p> <p>(審議における主な意見は、別紙を参照)</p> |
| (2) 経済産業局経由の調査が継続される月報の調査方法の整理 | ○ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法について、調査計画上、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更する。                                  | ●    |     | <p>・<b>適当</b>と整理<br/>(調査員調査が事実上行われていない実態を踏まえた変更)</p>   |
| (3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更          | ○ 上記(1)の変更を受け、民間委託される経済産業局経由の31月報について、以下のとおり変更する。<br>①提出先:「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」<br>②提出期日:「翌月10日」⇒「翌月15日」<br>③提出部数:「2部」⇒「1部」 | ●    |     | <p>・<b>適当</b>と整理<br/>(提出先が経済産業大臣に集約されることに伴う変更)</p>   |
| (4) その他                        | ○ オンライン調査の推進  | ●    |     | <p>・オンライン調査の推進に取り組んでいることを確認するとともに、今後一層の取組推進を期待。</p>  |

(注) 第1回(第65回産業統計部会)は11月29日(火)に開催、第2回(第66回産業統計部会)は12月20日(火)に開催予定。  
答申案は第2回において審議予定。

# 審議において示された主な意見

## 1 民間委託を計画している月報の範囲等及び民間委託の開始時期

- 民間委託の準備期間は3～4か月と見込まれているが、十分な期間なのか。
- 本調査の業務サイクル（1月開始）と予算の期間（4月開始）のずれへの対応は。

## 2 民間委託の業務内容及び民間事業者を活用する際の留意点

- 民間事業所が蓄積したノウハウの蓄積・活用が重要。特に単年度契約により、民間事業者が変更された場合、ノウハウはどのように蓄積・共有されるのか。
- 民間委託の効果については、回収率だけでなく、得られたデータの質についても評価できる指標を設定することが望ましい。
- S T A T S（経済産業省調査統計システム）を民間事業者が外部接続により利用することについて、セキュリティ上の問題はないか。
- 再委託を実施する場合の対応はどのようになっているのか。
- 今回の変更後も、本省直轄や経済産業局経由の月報が残ることから、経済産業省職員が、本来の調査事務と民間委託に係る事務の両方に関与することにより、非効率な面が生じるのではないか。
- 民間委託の導入に伴い、担当の業務にどの程度の効率化が見込まれるかが重要。また、業務の効率化により生じるリソースを企画・設計等の業務に活用できるのかについても確認する必要がある。

## 3 実査スケジュール及び民間委託後の影響評価

- 公表スケジュールを前倒しできる可能性はあるか。
- 結果精度の向上と公表の速報性はトレードオフの関係にある。精度の維持には十分努めていただきたい。なお、民間委託後の影響評価は今後の課題として整理したい。

## 4 その他

- 今回の審議において民間事業者の活用が適当と整理されたとしても、それ以外の部分も含めて、民間事業者の活用が是認したわけではない。将来的に変更申請が行われた際には、今回の変更に伴う効果等を十分に検証した上で、改めて判断する必要がある。